第2章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設災害復旧計画

被災した施設の災害復旧に当たっては、各施設の原形復旧にあわせ再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画とし、各施設の災害応急対策がある程度終了した時、被害の程度を検討して計画するものとする。この場合、関係者は災害復旧の効果が十分に発揮できるよう事前協議を行い、その調整を図るものとする。

1 実施責任者

指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関、その 他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

2 計画の種類

計画は、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分調査検討してその都度作成実施するが、その主たるものは次のとおりである。

- (1) 公共十木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川施設復旧事業計画
 - イ 海岸施設復旧事業計画
 - ウ 道路施設復旧事業計画
 - 工 砂防施設復旧事業計画
 - オ 地すべり防止施設復旧事業計画
 - 力 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画
 - キ 下水道施設復旧事業計画
 - ク 港湾施設復旧事業計画
 - ケ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - コ 漁港施設復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 水道施設復旧事業計画
- (4) 住宅災害復旧事業計画
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業
- (6) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (7) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (8) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (9) その他災害復旧事業計画
- 3 施設災害復旧事業に関する国の財政措置等

災害のための被害を受けた公共施設等の災害復旧事業に関する国の財政措置を十分把握しておき、これらの特別措置等を勘案し、迅速な復旧を図るものとする。

4 町及び県における措置

(1)激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進

著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という)が発生した場合は、町又は県に おいて被害状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置 し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

(2) 緊急災害査定の促進

災害が発生した場合、町及び県は、被害状況を速やかに調査し、緊急に災害査定が 行われるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努めるものとす る。

(3) 災害復旧資金の確保措置

町及び県は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、この負担すべき財源を 確保するための所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施を図るものとする。

第2節 災害住民相談計画

被災者が抱える多種多様な相談や問い合わせに対しては「住民サポートセンター」を開 設してこれに総合的、横断的に対処するものとする。

1 住民サポートセンターの開設

被災者の抱える相談や問い合わせに対処するため、町では、国、県及びその他関係機関と連携して住民サポートセンターを開設するものとする。

センターの開設に当たっては、被災者の便宜を考慮し、できるだけ関係機関を一堂に 集めるよう努めるものとする。

2 相談内容

住民サポートセンターにおける相談内容(例)は、次のとおりである。

- (1) 被災建築物の応急危険度判定結果及び処置について
- (2) 倒壊家屋の解体・撤去
- (3) 各種資格証の再発行等(年金証書、免許証等)
- (4) り災証明の発行手続き
- (5) 仮設住宅の入居
- (6) 住宅金融公庫関係(返済、支払方法等)
- (7) 事業再開の融資
- (8) 災害援護資金
- (9) 被災に伴う税金の減免措置
- (10) 借地·借家
- (11) 医療、保健(精神保健を含む)
- (12) 労働相談
- (13) その他
- 3 設置場所

住民サポートセンターは、町役場、被災地の公共施設等に設置する。

第3節 住宅復旧計画

1 災害住宅融資

(1) 災害復興住宅資金

町及び県は、被害地の滅失家屋の状況を調査し、沖縄振興開発金融公庫法令に規定する災害復興住宅資金の融資摘要災害に該当するときは、り災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早急に実施して、災害復興資金の借入促進を図るものとする。

なお、この場合資金の融資が早急に行われるよう町において、り災者が公庫に対して負うべき債務を保証するよう努めるものとする。

【災害復興住宅関係の融資】

- ア 災害復興住宅資金
- イ 地すべり等関連住宅資金
- ウ 宅地防災工事資金

(2) 個人住宅(特別貸付)建設資金

町長は、管内で災害による住宅の被害が発生した場合においては、り災者に沖縄振 興開発金融公庫による個人住宅(特別貸付)建設資金の災害り災者貸付制度の内容を 周知させるものとする。なお、り災者が借入を希望する際には「り災証明書」を交付 するものとする。

2 災害公営住宅の建設

大規模な災害が発生し、住宅に多大な被害が生じた場合、低額所得者に賃貸するため 国庫補助を受けて災害公営住宅を建設するものとする。

第4節 農漁業及び中小企業資金融資計画

1 農業関係

災害により農業者が被害を受け経営に打撃を受けた場合に、低利の資金を融資することによって、農業経営の維持安定を図ることを目的として、天災融資制度、沖縄振興開発金融公庫等の制度金融による救済制度が設けられている。

したがって、「天災融資法」の発動及び「激甚災害法」が適用されることとなった場合は、天災資金の活用を推進する。

天災融資法等が適用されない場合は、農業経営維持安定資金(災害資金)や農業近代 化資金等の災害復旧事業を対象とした制度資金の活用を推進する。

また、久米島町農業災害資金利子補給事業補助金交付要綱と沖縄県農業災害対策特別資金利子補給金等補助金交付要綱に基づき、農業者の負担軽減を図るために利子助成を行う。

2 水産関係

被害漁業者の施設(漁船・漁具)、漁獲物及び漁業用資材並びに漁業共同組合等の管理する共同利用施設又は在庫品に対する被害については、天災融資法を適用し、災害復旧を容易ならしめ、被害漁業の経営の安定を図るよう推進する。また、沖縄振興開発金融公庫の漁業基盤整備資金及び漁船資金等を積極的に利用するとともに、漁業協同組合(連合会)の系統金融の活用を指導する。

【農漁業関係の融資】

- ア 天災融資法による災害経営資金及び災害事業資金
- イ 農漁業金融公庫資金による災害資金
- ウ 自作農維持資金

3 中小企業関係

被害を受けた中小企業に対し、関係商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会等の協力を求めて、金融相談を実施し、融資の指導、斡旋を行うものとする。

【中小企業関係の融資】

- ア 中小企業金融公庫資金
- イ 商工組合中央金庫資金
- ウ 国民金融公庫資金
- 工 環境衛生金融公庫資金
- 才 中小企業信用保険公庫資金

第5節 生活確保対策計画

この計画は、被災者に対する生活確保を目的として、次のような諸便宜を定めるものとする。

1 生業資金の貸付

被災した生活困窮者等の再起のため、必要な事業資金その他少額融資の貸付資金を確保するため、次の資金等の導入に務めるものとする。

(1) 災害弔慰金の支給に関する法律(以下「法」という)による災害援護資金

(1) 外目 [心虚与人情[[内]]] [[为] [[为]] [[为] [[为]] [[为]					
実 施 主 体	久米島町(条例の定めるところにより実施)				
対象災害	自然災害であって、都道府県内において災害救助法が適用される				
	市町村が1以上ある場合の災害とする。				
貸付対象	イにより、負傷又は住居、家財に被害を受けた者				
貸付限度額	350 万円				
	被害の種類、程度により区分(世帯主の1カ月以上の負傷 150				
	万円、家財の1/3以上の損害 150 万円、住居の半壊 170 万円、				
	住居の全壊 250 万円、住居全体の滅失又は流出 350 万円)				
所得制限	前年の所得が市町村民税の課税標準で 730 万円(4 人世帯)未満				
利 率	年3% (据置期間中は無利子)				
据置期間	3年(特別の場合5年)				
償還期間	10年(据置期間を含む)				
償還方法	年賦又は半年賦				
貸付原資負担	国 (2/3)、都道府県・指定都市 (1/3)				
	 (本) (本)				

(2) 生活福祉資金の災害援護資金

低所得世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費 として貸し付ける資金

ア	貸付限度	1,500,000 円
イ	据置期間	貸付の日から1年以内
ウ	償還期限	7年以内
エ	貸付利子	3 %

- (3)母子福祉資金
- (4) 国民金融公庫資金

ア 更生資金

イ 恩給担保貸付金

ウ 遺族国債担保貸付金

工 引揚者国庫債券担保貸付金

2 被災世帯に対する住宅融資

低所得世帯あるいは母子世帯で災害により住宅を失い又は破損等のために住居することができなくなった場合、住宅を補修し又は非住家を住家に改造する等のため資金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資する。

- (1) 災害弔慰金の支給に関する法律の災害援護資金
- (2) 生活福祉資金の災害援護資金又は住宅資金
- (3) 母子福祉資金の住宅資金

3 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

(1) 災害弔慰金の支給

アラ	実施 主体	久米島町 (条例の定めるところにより実施)				
イダ	対象災害	いわゆる自然災害(法第2条)であって、1市町村における住家の滅				
		失した世帯が5世帯以上の災害及び都道府県内において、災害救助法				
		が適用された市町村が1以上ある場合の災害等				
ウュ	支給対象	イにより死亡した者の遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母)に対し				
		て支給する。				
工 F		① 生計維持者が死亡した場合 500 万円				
		② その他の者が死亡した場合 250 万円				
才	費用の負担	国 (1/2)、都道府県 (1/4)、市町村 (1/4)				

(2) 災害障害見舞金の支給

ア実施主体	久米島町 (条例の定めるところにより実施)					
イ 対象災害	いわゆる自然災害(法第2条)であって、1市町村における住家の滅					
	失した世帯が5世帯以上の災害及び都道府県内において、災害救助法					
	が適用された市町村が1以上ある場合の災害等					
ウ 支給対象	イにより、精神又は身体に次に掲げる障害を受けた者に対して支給す					
	る。					
	① 両眼が失明した者					
	② そしゃく及び言語の機能を廃した者					
	③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する					
	者					
	④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者					
	⑤ 両上肢をひじ関節以上で失った者					
	⑥ 両上肢の用を全廃した者					
	⑦ 両下肢をひざ関節以上で失った者					
	⑧ 両下肢の用を全廃した者					
	⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の					
	程度が前各号と同程度以上と認められる者					
エ 見舞金の額	① 生計維持者が障害を受けた場合 250万円					
	② その他の者が障害を受けた場合 125 万円					
オ 費用の負担	国(1/2)、都道府県(1/4)、市町村(1/4)					

4 徴税の徴収猶予及び減免

町長は、地方税法、久米島町税条例の規程に基づき納税者又は特別徴収義務者がその 財産について災害等を受けた場合において、その事実に基づき徴税の徴収猶予及び減免 を行うことができる。

5 職業の斡旋

公共職業安定所が職業斡旋の対象とする被災者は、災害のため転職又は一時的に就職を希望し、本人の技能、経験、健康、その他の状況から判断し、就職可能な者とする。

公共職業安定所は、原則として被災者が公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした者に対し職業相談を行うものとする。ただし、被災者が遠隔地に居住する等、その他の事由により公共職業安定所に出頭することができない被災者については町長は、公共職業安定所長の指示により被災者の求職申込みを公共職業安定所長に取り次ぐものとす

る。更に公共職業安定所長は町長の求職取次に基づき、状況により被災地に出向いて職業相談を実施させるものとする。

第6節 復興の基本方針

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等 を図り、より安全性に配慮した地域振興の基礎的な条件づくりを目指す。

1 復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害において、 被災地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業 を整理しつつ計画的に復興を進めるものとする。

2 がれき処理

町、県及び関係機関は、がれきの処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、分別、運搬及び処分を図ることにより、がれきの円滑かつ適正な処理を行うものとする。

また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

3 防災まちづくり

防災まちづくりに当たっては、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川、港湾など骨格的な基盤施設及び防災安全区の整備、ライフラインの耐震化、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。

復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るよう務め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と街機能の更新を図るものとする。

第7節 被災者生活再建支援法適用計画

1 計画方針

地震等の自然災害時における被災者の生活再建に関する支援については、被災者生活再建支援法(平成10年5月22日法律第66号。以下「支援法」という。)に基づき、本計画によるものとする。支援金の支給事務については、被災者生活再建支援法人(以下「法人」という。)、又は、法人から委託を受けた町が実施するものとする。

なお、支援法の適用基準は次のとおりである。

2 計画内容

(1) 適用基準

暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・津波等の自然災害により生じた被害が次に該当するに至った場合(火災・事故等人為的な原因により生じた被害は含まれないが、該当起因が自然現象によるものは対象となりうる。)

ア 災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第1条第1項第1号又は第2 号のいずれかに該当する被害が発生した町(市町村)における自然災害

- イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した町(市町村)における自然災害
- ウ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した県(都道府県)における自然災害
- エ 町内において5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、県内の他の市町村に おいてア又はイの被害が発生したものに係る自然災害
- オ 町内において5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、ア〜ウに定める区域 に隣接するものに係る自然災害

(2) 対象世帯

ア 居住する住宅が全壊した世帯

- イ 居住する住宅が半壊し、又は居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、その住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、その住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
- ウ 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、 その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続 することが見込まれる世帯
- エ 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。)の補修を含む大規模な補修を行わなければその住宅に居住することが困難であると認められる世帯(上記ア~ウの世帯を除く。)

(3) 住宅の被害認定

被害認定は、認定基準「[災害の被害認定基準について(平成13年6月28日 内閣府政策統括官(防災担当)通知]」により町が行い、県はそのとりまとめを行 うこととする。

(4) 支援金の支給額

支援金の対象となる経費は、住宅の被害程度に応じて支給する (A) 基礎支援金と、住宅の再建方法に応じて支給する (B) 加算支援金に区分され、定額支給される。

(A) 基礎支援金		(B) 加算支援金		合 計
被害の程度	支 給 額	再建方法	支 給 額	
全 壊		a建設・購入	200万円	300万円
半壊・解体	100万円	b 補 修	100万円	200万円
長期避難		c 賃 借	50万円	150万円
		a建設・購入	200万円	250万円
大規模半壊	50万円	b 補 修	100万円	150万円
		c 賃 借	50万円	100万円

- ※ 単数世帯は、複数世帯の3/4の金額
- ※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合、 加算支援金(複数世帯の事例)の支給額は合計で200(補修の場合は100)万円 (5) 町・県・法人の事務体制

ア町

- ・制度の周知 (広報)
- ◎住宅の被害認定及び被害報告

被災者生活再建支援法施行令(平成10年政令第361号)第1条各号の規定に基づき県が行う速やかな被害報告に資するため、当該自然災害に係る次の被害状況について県に速やかに報告する。

- ① 市町村名、支援法の対象となる、又は、その見込みのある自然災害が発生した日時及び場所
- ② 災害の原因及び概況
- ③ 住宅に被害を受けた世帯の状況(全壊(全焼、全流失を含む。以下同じ。)、 大規模半壊、半壊(半焼を含む。以下同じ。)及び床上浸水等の被害を受け た住宅の世帯数等)
- ④ ③の報告については、自然災害発生後の初期段階では、災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助の実施に関して行われる住家被害の報告と同一でも可。
- ⑤ その他必要な事項
- ⑥ 報告の責任の明確化

自然災害の状況等の報告事務については、あらかじめ担当窓口を定め県 県民生活課の報告責任者と密接な連携を図る。

◎り災証明書等必要書類の発行

申請者は、次に掲げる書類を被災者生活再建支援金支給申請書に添付する必要があるので、町は、当該被災者から請求があったときは、必要な書類を発行する。

- ① 住民票(外国人世帯にあっては、外国人登録証明書)等世帯が居住する 住宅の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- ② り災証明書(全壊・半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ず解体・大規模半壊の区別が記載してあるもの)及び半壊解体世帯については解体されたことが確認できる証明書類
- ◎被災世帯の支給申請等に係る窓口業務

被災者へ支援金の支給申請に際して、支援金の性格など被災者生活再建支援制度の趣旨及び内容を説明するとともに、支給申請書記載方法等その他手続き 等の窓口業務を行う。 ◎支給申請書の受付・確認等

被災世帯からの申請書類は町が世帯主等から事実関係、申請書記載事項及び 添付書類を十分確認し、次に掲げる事項等を処理する。

- ① 支給対象額の算定
- ② 添付書類等の有無
- ③ その他記載事項に関する確認等(基礎支援金、加算支援金関係経費等)
- ◎支給申請書等とりまとめ

支給申請書の受付・確認等を終えた後、県に送付する。

- ○支援金の支給(被災者の口座振り込みによる場合を除く。)
- ○支援金の返還に係る請求書の交付
- ○加算金の納付に係る請求書の交付
- ○延滞金の納付に係る請求書の交付
- ○返還される支援金、加算金及び延滞金の受領並びに基金への送金
- ・その他上記に係る付帯事務

イー県

- ・制度の周知(広報)
- ◎法人への支援金支給事務の全部委託

平成11年第2回定例県議会により支援金の支給に関する事務の全部を法人に委託することを議決し、同年4月1日法人と委託契約締結。

◎被害状況のとりまとめ

市町村が行った被害認定報告を取りまとめたうえ、法人へ送付する。

◎被害状況等の内閣府(防災担当)等への報告

自然災害の状況報告等の報告事務について、報告責任者及び補助者を定め、 上記2(1)に定める自然災害となることが明白であるか、又は、その可能性 があると認められる場合には、次に掲げる事項について、市町村からの報告を 取りまとめた上、速やかに内閣府政策統括官(防災担当)及び法人へ報告する。

- ① 災害が発生した日時及び場所
- ② 災害の原因及び概況
- ③ 住宅に被害を受けた世帯状況(全壊(全焼、全流出含む。)、大規模半壊、半壊(半焼含む。)及び床上浸水の被害を受けた住宅の世帯数)
- ④ 法の対象となる、又は、その見込みのある自然災害が発生した市町村名 又は都道府県名
- ⑤ その他必要な事項
- ※ ③の報告は、自然災害発生後の初期段階では、災害救助法(昭和22年法律118号)による救助の実施に関して行われる住家被害の報告と同一のものでも可。
- ◎法の対象となる自然災害の公示と内閣府 (防災担当) 等への報告

県は、市町村からの報告を精査した結果、発生した災害が上記 2 (1) に定めるいずれかの自然災害に該当するものと認めた場合には、次に掲げる事項について、速やかに内閣府政策統括官(防災担当)及び法人あて報告するとともに公示を行う。

- ① 法の対象となる自然災害が発生した市町村名及び都道府県名
- ② 当該市町村における上記◎災害状況等の内閣府(防災担当)等への報告 ③に定める世帯数(令第1条第3号に該当する場合は、都道府県を1つの 単位とした世帯数)

- ③ 公示を行う日
- ④ その他必要な事項
- ◎支給申請書等必要書類の取りまとめ及び法人への送付 市町村から提出のあった支給申請書等必要書類を取りまとめたうえ法人へ送付する。

ウ 法人

- ・制度の周知(広報)
- ◎交付金交付申請書の受領及び審査
- ◎交付金の交付決定及び交付
- ◎交付金の却下の決定
- ◎交付金の交付決定の取り消し及び交付金の返還請求
- ◎国への補助金交付申請等補助金関係事務

国は、法人が支給する支援金の2分の1に相当する額について補助すること となっている。したがって、国への補助金交付申請の事務については、「被災 者生活再建支援金補助金交付要綱」に基づき、法人が行う。

- ◎支援業務に必要な調査又は研究
- ◎支援事業運営委員会の設置及び必要事項の審議
- ◎県からの支援金支給に関する事務の全部受託
- ○支援金の支給の申請に係る書類の審査 県から送付された申請書類は、法人がその内容を審査し、支給を行うかどう か速やかに決定する。
- ○支援金の支給の決定及び却下の決定

申請者に対して支援金を支給することと決定したときは、被災者生活再建支援金支給決定通知書を、また、支援金を支給しないことと決定したときは、その理由を記した被災者生活再建支援支給却下決定通知書を、申請者に速やかに通知する。

○支援金の支給

法人は、県の委託を受けて支援金の支給を行う。

○支援金の申請期間の延長

法人は、被災世帯の世帯主が申請することができないやむを得ない事情があると認めるときは、当該自然災害が発生した日から起算して規則第10条第1項各号に掲げるそれぞれの申請期間について、最大16月を加えた期間までを限度とすることとして、それを超える延長は真に必要とされる事情が存在する場合に限り延長することができる。

また、発生した自然災害の状況によっては、個別に延長期間を定めることが支給事務の繁雑さを招くとともに、被災世帯間の公平性が損なわれることとなるため、市区町村を単位として申請期間を延長することができる。この場合、法人は申請期間を延長した日数、延長を行った理由、対象となる市町村名について速やかに内閣府政策統括官(防災担当)及び県に報告する。

○支給すべき支援金の額の確定

法人は、世帯主の各支援金の支給申請について当該支援金の支給について審査し、支援金の額を決定若しくは確定する。

○支援金の支給決定の取消

法人は、被災者が次に該当する場合には、支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- ① 偽りその他不正手段により支援金を受けたとき
- ② 支援金を他の用途に使用したとき
- ③ その他支援金の支給の決定内容若しくはこれに附した条件又は業務規定に基づく請求に応じないとき
- ○市町村に対する支援金支給事務の一部委託

法人は、支援金の支給に関する事務の一部を市町村に委託することができる。 ・その他上記に係る付帯事務

※「◎」は、各団体で行う事務、「○」は、委託を受けて行う事務、「・」は、必要な事務

(6) 適用手続

県は、被災者生活再建支援法の対象となる自然災害(上記2(1)に該当する災害)が発生した場合は、上記2(6)◎「支援法の対象となる自然災害の公示と内閣府(防災担当)等への報告」各号に掲げる事項について、内閣府政策統括官(防災担当)及び法人に報告し、以下の形式により公示する。

平成○年○月○日、○○市町村(又は沖縄県)の区域内において発生した○○災害を被災者生活再建支援法の対象となる自然災害とする。

(7) その他

支援金支給申請の手続き、その他については支援法・同施行令・同施行規則・内閣府政策統括官(防災担当)通知等に基づき行うものとする。